報告第8号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日

提出者 足立区長 近藤弥生

専決処分書

令和4年12月25日に発生した事故に関する和解について、地方自治法第 180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月24日

足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償請求事件に関する和解について

足立区は、令和4年12月25日に発生した事故について、下記のとおり和解する。

記

1 相手方

足立区東和在住者

2 和解の内容

足立区は、相手方に解決金として503,172円を支払う。

3 事故の概要

区道において、相手方が運転するアルミバントラックの荷台と区が管理する実生 木の枝が接触し、アルミ製荷台の上部を破損する損害を与えた。

以上